# 省　令

**○国土交通省令第百二十二号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **第百四十七条**　法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する航空機に装備しなければならない装置は、次の各号に掲げる装置であつて、当該各号に掲げる数量以上のものとする。<br>一～四の二　（略）<br>五‖削除<br>六・七　（略） | **第百四十七条**　法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する航空機に装備しなければならない装置は、次の各号に掲げる装置であつて、当該各号に掲げる数量以上のものとする。<br>一～四の二　（略）<br>五‖国際民間航空条約の附属書六第一部第四十七改訂版に規定する滑走路逸脱警報装置（最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、タービン発動機を装備した飛行機であつて、最初の耐空証明等が令和八年一月一日以後になされたものに限る。）一<br>六・七　（略） |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# その他告示

**○内閣府告示第百三十七号**

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項の規定に基づき、注視区域を次のとおり指定し、令和八年二月一日から適用する。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

| 番号 | 名称 | 区域 |
|---|---|---|
| 一 | 佐賀駐屯地、佐賀空港 | 佐賀県佐賀市 |

備考　右に掲げる区域の行政区画に変更があっても、注視区域は、なお従前の例による。

**○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第三号**

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和七年十二月二十五日

総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

| 区域 | | | |
|---|---|---|---|
| 都道府県名 | 郡名 | 市町村名 | 旧市町村名 |
| 岩手県 | | 北上市 | 稲瀬村 |
| 福島県 | | 二本松市 | 針道村 |
| 鳥取県 | 日野郡 | 江府町 | 神奈川村、江尾町、米沢村、日光村 |
| 徳島県 | 名西郡 | 神山町 | 上分上山村 |
| 熊本県 | 上益城郡 | 御船町 | 七滝村 |
| 宮崎県 | | 小林市 | 小林町、須木村 |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○財務省告示第三百三十三号**

大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月二十五日

財務大臣　片山さつき

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第二十六項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

㈠　名称　カリ電解工業会

㈡　住所　東京都中央区新川一丁目四番一号

二　法第八条第二十七項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名　水酸化カリウム

㈡　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第二八一五・二〇号に分類される。

㈢　特徴　水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、合成樹脂重合反応剤、コンクリート混和剤原料、液体石鹸や洗剤の原料等として使用される。